

地下街等 避難確保・浸水防止計画 作成要領

川崎市危機管理本部危機対策部

令和4年4月

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、〇〇地下街等（施設名）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とします。

(2) 計画の修正

この計画の修正は、軽微な事案については〇〇地下街等の関係者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権限を有する者との協議のうえ決定します。

《解説及び留意事項》

〇水防法第15条の2第3項では、地下街等の所有者又は管理者は、計画を作成した時及び変更した時は、遅滞なく、市長へ報告するとともに、公表することとなっています。報告は、別冊1「避難確保・浸水防止計画の作成等について」別紙1「地下街等の避難確保・浸水防止計画作成（変更）報告書」（14ページ）に所要事項を記述して、計画と共に危機管理本部危機対策部へ提出してください。

2 計画の対象範囲

(1) 〇〇地下街等の地下空間の範囲

〇〇地下街等を中心とした各接続ビルを包含した地域の範囲とします。

(2) 地下街等の状況

ビル名		出入口数	敷地面積(m ²)			用途
〇〇地下街等		※1	〇〇	B1	×× ※4	※5
			※3	B2	△△ ※4	※5
接 続 ビ ル	△△ビル	※2	※3			

※1：地上に直接つながる出入口数

※2：〇〇地下街等と接続する△△ビルにつながる出入口数

※3：地下部分の延べ床面積(m²)

※4：地下階ごとの床面積(m²)

※5：地下階ごとの用途（例：店舗、遊技場、駐車場、駐輪場、機械室など）

3 計画の適用範囲

この計画は、〇〇地下街等に勤務又は利用する全てのものに適用します。

4 協議会設置

災害発生時の対応を取る体制について事前に協議するため、協議会を設置します。協議会の構成は次のとおりとします。

テナント（店舗）名	担当者名	連絡先

5 防災体制

(1) 自衛水防組織の設置

ア 浸水危険時に、円滑かつ迅速な対応を図るため、別添1「自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置します。

イ 体制や各班の役割などについては、別添2「〇〇地下街等自衛水防組織図」のとおりとします。

(2) 自衛水防組織の活動内容

地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難及び地下街等への浸水を防止するため、平常時から危険度の段階に応じて対策をとります。

この際、接続ビルがある場合、連絡先の確認、重要な情報の伝達、避難及び浸水防止措置の実施などについて接続ビルとの連携に留意します。

段階	気象情報等	活動内容	対応班等
平常時		避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織、緊急連絡網などの更新	統括管理者 各班共通
		資機材等の点検・整備	
		防災教育・訓練の企画・実施	
注意体制 (第1段階)	・大雨(洪水)注意報 ・多摩川・鶴見川氾濫注意情報 ・局地的な大雨など	注意体制に移行することを各班等に連絡します。	統括管理者 本部運営班
		連絡体制を確立します。	情報収集班
		洪水予報等の情報収集・伝達を行います。	警戒活動班
		浸水に備えた準備を行います。	避難誘導班
警戒体制 (第2段階)	・【警戒レベル3】高齢者等避難 ・大雨(洪水)警戒報 ・多摩川・鶴見川氾濫警戒情報	警戒体制に移行することを各班等に連絡します。	統括管理者 本部運営班
		洪水予報等の情報収集・伝達を行います。	情報収集班
		土のうや防水板の設置など、浸水に備えます。	警戒活動班
		避難誘導の準備を行います。	避難誘導班
		必要に応じて、利用者及び全従業員への発表情報等の周知を行います。	本部運営班

	報など		
非常体制 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル4】避難指示 ・大雨特別警報 ・多摩川・鶴見川氾濫危険情報 ・雨水出水特別警戒水位到達情報（警戒レベル4内水氾濫危険情報） ・浸水の前兆の確認など 	非常体制へ移行することを各班等に連絡します。	統括管理者 本部運営班
		避難誘導指示を各班に連絡します。	
		利用者及び全従業員へ発令内容、避難実施等の周知を行います。	本部運営班
		洪水予報等の情報の収集・伝達を行います。	情報収集班
		避難誘導を行います。	避難誘導班
		避難完了後に避難経路の出入口に土のうや防水板等の設置を行います。	警戒活動班
避難誘導の開始や完了等について、所管する行政機関等に通報を行います。	本部運営班		

《解説及び留意事項》

<防災体制>

- 新たな浸水想定により、鶴見川の洪水浸水想定区域が広がっています。鶴見川の想定区域に含まれるようになった場合は、「気象情報等」に鶴見川を追加する必要があります。
- 地下街等を安心して利用するためには、洪水や集中豪雨等により地下街等が浸水する危険がある場合に、その利用者、社員、テナント従業員を迅速に避難させることが重要です。また、浸水に備えた設備等の対策や資機材を使用した対応等が必要となります。そのため、事前に防災体制を確立して、それぞれの役割を定めておくことが重要です。なお、防災体制については、消防法に基づき防火管理者が定める「消防計画」を参考にするなど、効率的な運用を図る必要があります。（別添3「浸水被害に備えた体制づくり」参照）

(1) 「防災管理協議会」等の設置

地下街等の中には、その所有者又は管理権を持つ方が多数存在する場合があります。地下街等を構成する関係者が、防災管理協議会等を設置し、共通の認識をもって浸水対策に取り組む必要があります。

協議会では、協議会長を設置し、協議会の統括を行うなど、意思決定の迅速化を図っておく必要があります。

また、ビルや建物等全体の浸水対策として、例えば出入口のかさ上げや防水板の設置などのハード面の整備について検討し、実施することや、浸水発生時に対応する役割分担をあらかじめ定めておき、防災訓練などを通じて日頃から協力体制を確立する必要があります。

(2) 防災体制

浸水時の対応には、気象や河川水位等に関する情報の収集、施設利用者への危険情報の伝達・周知、警戒活動、避難誘導、防災関係機関への情報連絡等があり、それぞれの対応方法や体制について事前に計画しておく必要があります。

《解説及び留意事項》

＜自衛水防組織の設置・報告＞

- 川崎市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、水防法第15条の2第9項において、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を行う自衛水防組織を設置することになっております。
- 水防法施行規則第15条において、①統括管理者の氏名及び連絡先、②自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置、③洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を定めたときは、遅滞なく、市長へ報告することになっております。また、当該事項を変更したときも同様です。報告は、別冊1「避難確保・浸水防止計画の作成等について」別紙2「自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書」（15ページ）に所要事項を記述して、危機管理本部危機対策部へ提出してください。

＜自衛水防組織の活動要領及び教育・訓練＞

水防法施行規則第12条第六号において、自衛水防組織が行う業務に係る活動要領及び自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練などを定めることになっております。

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集体制

浸水の危険性把握のために、次により情報の収集を行います。

ア 収集する情報

- ・ 気象情報
- ・ 洪水予報
- ・ 避難に関する情報

イ 収集手段

- ・ 「メールニュースかわさき」に登録してメールで情報を収集する。
- ・ FAXで情報を収集する。
- ・ インターネットから情報を収集する。
- ・ テレビ、ラジオ等から情報を収集する。
- ・ 防災行政無線で情報を収集する。
- ・ 地上部の状況等を目視で確認する。

《解説及び留意事項》

＜メールニュースかわさきの登録＞

水防法第15条第2項に係る情報伝達手段として、「メールニュースかわさき」で多摩川や鶴見川における洪水予報及び水位周知河川における水位到達情報などを提供しておりますので、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員のうち情報を受け取る構成員の方は、「メールニュースかわさき」の登録を必ず行ってください。

(2) 情報伝達体制

浸水の危険性を感じたり、各種情報により浸水の予測があったときには、速やかに情報を伝達します。伝達の体制については、別添4「〇〇地下街等緊急連絡網」とおりです。

また、地下で接続する他のビル等へも情報を伝え、共同して体制をとります。

《解説及び留意事項》

<連絡体制の整備>

○施設内店舗

気象情報などを入手し、その情報により浸水の危険があると判断した場合には、地下街等に入っている店舗などへ連絡します。その際は、できるだけ迅速かつ正確に伝える必要があるため、伝える内容などについてあらかじめ決めておきます。

また、事前に、緊急連絡網等を用意し、連絡手段についても検討しておきます。連絡網や連絡手段について関係各所に配布又は周知するほか、必要な箇所に標示等しておきます。深夜など所有者や管理者が不在の際の連絡先も用意しておきます。

○消防などの公的機関

警戒体制へ移行した場合や避難する場合、避難を完了した場合などには、所管する区役所（危機管理担当）へ連絡します。

地下街等に浸水が始まり、避難を開始したにもかかわらず、万が一、人が取り残されている場合、又はその可能性がある場合には、地下へ向かうことなく、早急に所管する消防署などに連絡します。

○近隣施設

地下の部分で、隣のビルと接続している施設については、入手した気象情報などをお互いに共有します。そのため、連絡網などを作成し、常に連携した対策にあたります。

7 浸水防止に関する警戒活動

地下街等への浸水を防止するため、危険度の段階に応じて対策をとります。

(1) 注意体制（第1段階）

浸水に備えた準備を行います。

ア 排水用資機材、防水用資機材、懐中電灯などの機能・数量等の確認を行います。

イ 地上に直接つながる出入口や換気口等、浸水のおそれのある箇所の巡回調査を行います。

ウ 警戒体制（第2段階）の参集従業員の確認を行います。

エ 排水溝等の点検・清掃を行います。

オ その他、浸水に備えた準備・確認を行います。

《解説及び留意事項》

- 注意報や台風の襲来など、浸水が予想される場合にはあらかじめ出入口付近に土のう等を準備し、素早い対応が図れるようにしておきましょう。

(2) 警戒体制（第2段階）

土のうや防水板の設置など、浸水に供えます。

ア 警戒体制（第2段階）の活動に必要な警戒活動班員の非常参集を行います。

イ 統括管理者の浸水防止指示に基づき、避難経路として使用しない出入口に土のうや防水板等の設置を行います。

ウ 換気口等の浸水防止処置を行います。

エ その他、水防活動の実施などを行います。

オ 土のうや防水板等の設置場所は、別添5「〇〇地下街等避難経路図・防水資機材設置図」のとおりです。

《解説及び留意事項》

○浸水防止につきましては、水防法の主要改正内容の一つですので、土のう等の防水用資機材の配置については、計画に記述してください。

○各出入口に人員を配置し、人（車両）の出入りを制限する必要もあります。

(3) 非常体制（第3段階）

避難完了後に避難経路の出入口に土のうや防水板等の設置を行います。

8 避難誘導

(1) 避難誘導の原則

施設内に浸水が予想されたり、また、雨水等が流入してきた場合には、利用者の避難を最優先に行います。

(2) 避難時期

避難情報等が発令された場合、又は、統括管理者の判断により行います。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については、次の点に注意して行います。

ア 館内放送などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ちついて避難するよう呼びかけます。

イ エレベータやエスカレータなどの電気設備の利用を行わないように周知します。

ウ あらかじめ決められた避難誘導班が、所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させます。

エ 高齢者、障害者などの災害時要援護者を見かけた場合は、周りの人達の協力を得ながら、迅速に避難誘導します。

(4) 避難経路

避難経路並びに安全な避難先については、事前に検討しておきます。避難経路図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に標示します。また、地下街等の従業員へ

も周知します。

なお、避難経路図については、別添5「〇〇地下街等避難経路図・防水資機材設置図」のとおりです。

《解説及び留意事項》

＜避難経路の選定など＞

地下街等の浸水時における避難経路は、消防法で定める「消防計画」の避難経路とは異なり、施設の地理的条件などを考慮することが必要となります。

例えば、避難階段や地上の出入口が敷地内でも低い場所にある場合、又は、地階のフロアに傾斜がある場合で避難の際、既に浸水が始まっている等の状況が考えられます。したがって、これらを十分考慮し、地階ごと、店舗ごとに、避難先（地上又は2階以上の安全な場所）までの避難経路図を作成します。また、避難経路図を作成した場合は、利用者の目に付きやすいところに標示します。

避難経路として使用しない階段の昇り口には、コーンを用いて進入禁止の措置を講じます。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動します。

イ 浸水による停電が考えられるため、各ビルのエレベータは絶対に利用しません。また、利用しないように呼びかけます。（使用停止等）

ウ 一斉停電に備え、各店舗等には、平常時から懐中電灯等を用意しておきます。

(6) 館内放送の内容

周知すべき内容の気象情報を入手した際や避難情報などの情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して利用者に知らせます。

ア 気象情報入手の際の放送内容（例）

「こちらは、〇〇です。ただいま□□（情報の入手先）から、（気象に関する）△△注意報（警報）の発表がありました。ただちに◎◎してください。」

イ 避難情報入手の際の放送内容（例）

「こちらは、〇〇です。ただいま□□（「川崎市」等の情報の入手先）から、避難情報の発令がありました。従業員の指示に従い△△してください。」

《解説及び留意事項》

○アナウンスする内容は事前に決めておき、迅速な対応が図れるようにしておきましょう。

＜利用者への啓発＞

地下街等の所有者又は管理者は、利用者が安全に過ごせるように、当該施設の浸水時の危険性や、その際の避難時における対応策などを周知するために、リーフレット等を作成し配布することも必要です。

9 防災教育

自衛水防組織の構成員及び計画対象区域内の施設の全従業員への防災教育を次のとおり行います。

(1) 防災教育計画

日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、災害時要援護者への配慮などを教育し、自主防災への積極的な取り組みを図ります。

(2) 防災教育及び研修の時期

ア 教育内容（教育対象者に応じて取捨選択）

- ・避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・水害に関する事項の周知徹底
- ・その他、施設の防災管理上必要な事項

イ 教育実施時期

時 期	対象者	内 容
4月	自衛水防組織の新たな構成員	
	新採用・配置換えの従業員※	
9月	全従業員※	
随時	自衛水防組織の班別	

※本計画の対象となる地階にある店舗の従業員及び地階を利用する従業員が対象です。

《解説及び留意事項》

<従業員等の教育>

水防法第15条の2第8項において地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練の実施が義務化されています。また水防法施行規則第12条第6号において、自衛水防組織の構成員に対する防災教育及び訓練の実施が義務化されています。

地下街等の所有者又は管理者は、従業員等が平常時から備えるべきことや、分担して協力すべき浸水対策について、防災教育を行う必要があります。また、避難する際、災害時要援護者への配慮についても、施設全体で協力していくための教育が必要です。

○日頃からの備え

地理条件	当該施設の立地条件の確認（低地であるか等）
	過去の浸水被害実績等の確認
危険箇所確認	地下街等への出入口や換気口など浸水の可能性がある箇所の把握
情報収集・伝達	情報の入手先や入手方法、入手した内容の解析・伝達等
資機材取扱い	備えている資機材の取扱いと点検整備

○浸水への備え

浸水対策	早い段階から地下街等の出入口に土のうを積むなどの事前対策を実施する
電気系統	電気設備系統に浸水すると、停電や誤作動、感電の危険があるため、防水対策などの措置を行う

○避難への備え

避難時	浸水の可能性がある場合は、早めに避難する
	高齢者等の災害時要援護者に対して避難時の救援等を行う
	避難経路は浸水により限定されるため経路について確認しておく
施設・設備	ドアの外側が浸水していると水圧により開かないことがあるので注意する
	土のうを積む際は、避難の妨げにならないように注意する
電気系統	浸水や漏水により、防火シャッターが誤作動し、避難経路を遮断することがあるため、シャッターにより塞がれた時の避難経路も確認しておく
	停電等により電話やインターホンが使えなくなる
	浸水による停電で、照明が消えたり、エレベータが停止したりすることがある。エレベータは、中に水が入ってきて避難できなくなる可能性があるため、絶対に利用しない。

10 防災訓練の実施

自衛水防組織の構成員及び計画対象区域内の施設の全従業員に対する防災訓練については、次のとおり行います。

(1) 防災訓練の計画

浸水などの被害を防止したり、実際の浸水時に素早い対応を図るため、従業員を参加させた訓練を行います。また、地下街等で接続する他のビルと共同で訓練を行うほか、各種団体等とも協力して開催します。

《解説及び留意事項》

○災害時要援護者の避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的でしょう。

(2) 防災訓練の内容（訓練対象者に応じて取捨選択）

ア 動員訓練

緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練

イ 浸水防止訓練

排水用及び防水用資機材等の取り扱い及び設置に関する訓練

ウ 情報収集伝達訓練

情報の収集方法とその伝達についての訓練

エ 避難訓練と避難誘導訓練

- ・ 避難するために必要な資機材等の配備と避難体制に関する訓練
- ・ 避難誘導する際の災害時要援護者の避難誘導に関する訓練

オ 救出救護訓練

救出や救護に関する訓練

《解説及び留意事項》

○「防災訓練」については、具体的な内容を記述してください。

(3) 訓練実施時期

時 期	対象者	内 容
全従業員訓練の前	自衛水防組織	
5月	全従業員※	
随時	自衛水防組織の班別	

※本計画の対象となる地階にある店舗の従業員及び地階を利用する従業員が対象です。

《解説及び留意事項》

○消防法(昭和23年法律第186号)において、特定の用途及び一定規模以上の建築物について、既に避難訓練実施及び自衛消防組織の設置が求められていることから、水防に関する訓練実施及び自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能です。(国水政第30号(平成25年7月11日)抜粋)

11 施設及び資機材の整備

施設及び資機材の整備等については、次のとおり行います。

- (1) 浸水に備えるため、〇〇などの施設の整備を行います。
- (2) 浸水に備えるため、土のう等の防水用資機材等を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知します。

資機材名	仕 様	数 量	保管場所	設置／更新
排水ポンプ	250 l /分 100V	2	倉庫 (B 1 F)	H10.3/H18.4
非常用発電機	2.0Kw 100V	1	倉庫 (B 1 F)	H10.3/H18.4
水切りワイパー		8	倉庫 (B 1 F)	H10.3 / -
防(止)水板	アルミ製 (h=350)	2	倉庫	H10.3 / -
土のう	吸水式	40	倉庫	H10.3 / -
ブルーシート	3.6×3.6	8	倉庫	H10.3 / -
長靴	ゴム製	20	倉庫	H10.3 / -
懐中電灯		16	事務室	H10.3 / -
拡声器		4	事務室	H10.3 / -

《解説及び留意事項》

○現行の整備状況及び今後の予定等をお書きください。(表内は一例です)

(3) 資機材は、常に使用できる状態に保つために定期的な点検や整備を行います。

《解説及び留意事項》

○浸水防止につきましては、排水用資機材や防水用資機材の整備状況(数量)及び今後の整備予定などがありましたら、必ず記述してください。

<浸水に備える>

(1) 施設の整備

ア 防水板や防水ゲート

地下街等への出入口には浸水を防ぐための防水板や防水ゲートの設置が有効となります。地上部分で冠水や滞水が始まると自動で板がせり上がるタイプのものもあります。

イ 出入口のかさ上げ

新しく施設等を建築又は、改築等を行う場合には、地表から地下街等への出入口部分のかさ上げを行うと浸水対策として有効となります。その際、段差を用いたものやスロープ等でのかさ上げをします。なお、出入口部分の段差等については、車いす等の利用に配慮することも必要です。

ウ 地上監視システム（CCTV等）

地表の状況が、地階に居ながらリアルタイムに把握できる監視カメラを設置すると、迅速な情報の収集が行えます。その際は、浸水しそうな場所へ設置します。

エ 浸水センサーなど

地階に居ると地表の様子が分かりづらいため、地表が冠水や滞水してきた場合に発見が遅れてしまい、浸水の原因となります。地下街等への出入口付近に浸水センサーを設置すると迅速な情報の収集が行えます。冠水や滞水が始まると、ブザーなどで警告します。

また、自動立ち上げ式の防水板もあるので、より早い浸水対策を図ることができます。

オ ドライエリア周辺や換気口の立ち上げなど

ドライエリアの上端を高くすることで、水の浸入を防ぎます。また、地表に設置してある換気口などからも浸水する危険があります。換気口の立ち上げ等の対策を行います。

カ 避難タラップや避難ハッチ

地階にある電気設備室等からの避難設備としてタラップやハッチを備えておきます。

キ 排水設備

地下施設にある排水設備は、下水の本管からの逆流が考えられるため、逆流防止のためのバルブ等を設置します。

(2) 平成29年度国土交通省の税制改正(浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期間の延長)について

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成29年4月1日から平成32年3月31日までに取得した浸水防止用設備(止水板、防水扉等)に係る固定資産税については、最初の5年間、課税標準を川崎市の条例で2/3に軽減する措置が延長される予定です。

〇〇地下街等自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者(防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。)は、洪水時において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、本部運営班、情報収集班、警戒活動班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の役割は、別添2別紙に掲げる役割とする。

(3) △△施設(最低限、通信設備を有する場所とする)を自衛水防組織の活動拠点とし、本部運営班及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

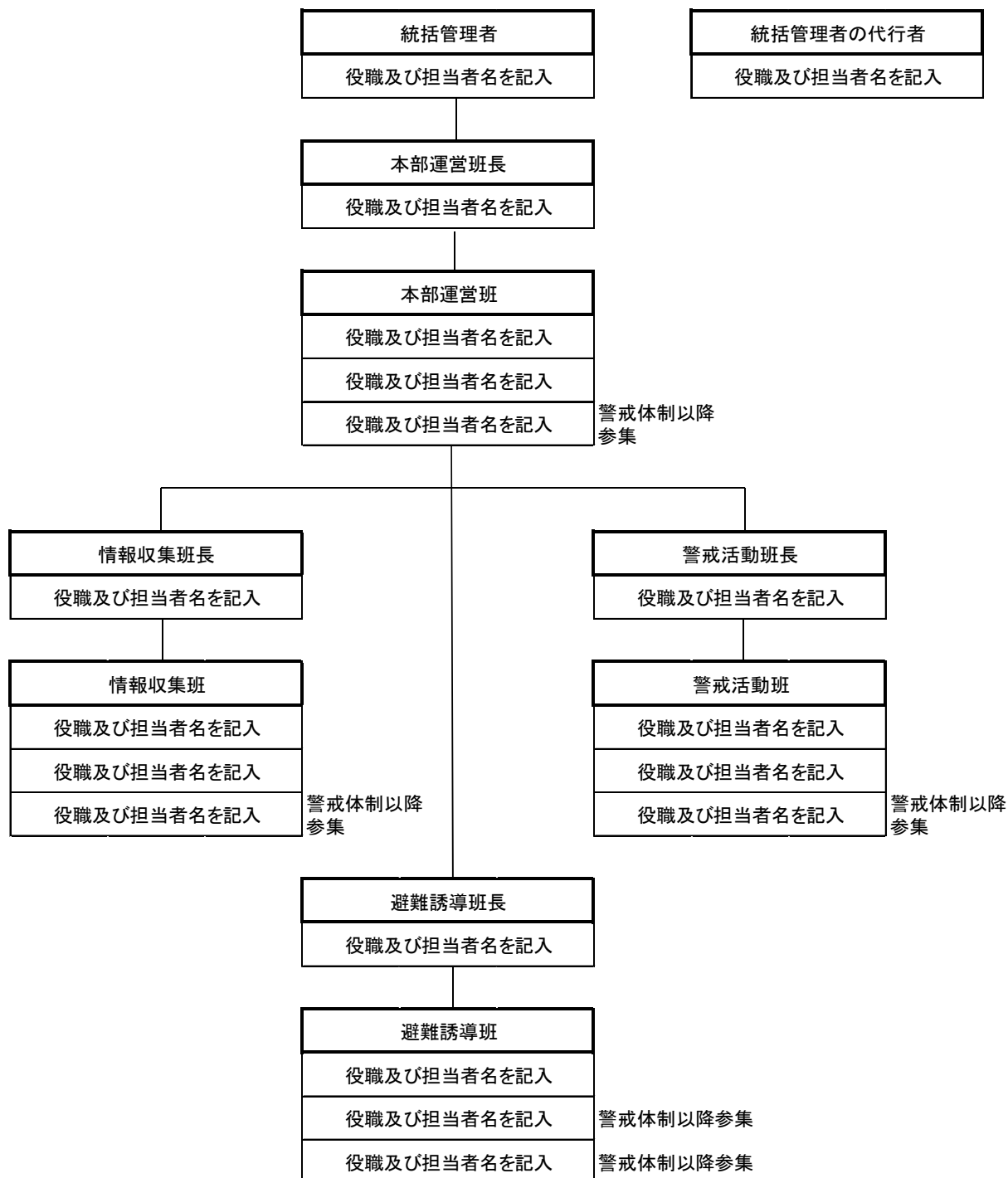
(1) 自衛水防組織の装備品は、別添2別紙のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が〇〇〇〇に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止及び避難誘導等の活動を行うものとする。

〇〇地下街等自衛水防組織図



別紙「自衛水防組織各班の役割及び装備品リストの一例」

自衛水防組織各班の役割及び 装備品リストの一例

1 各班の役割

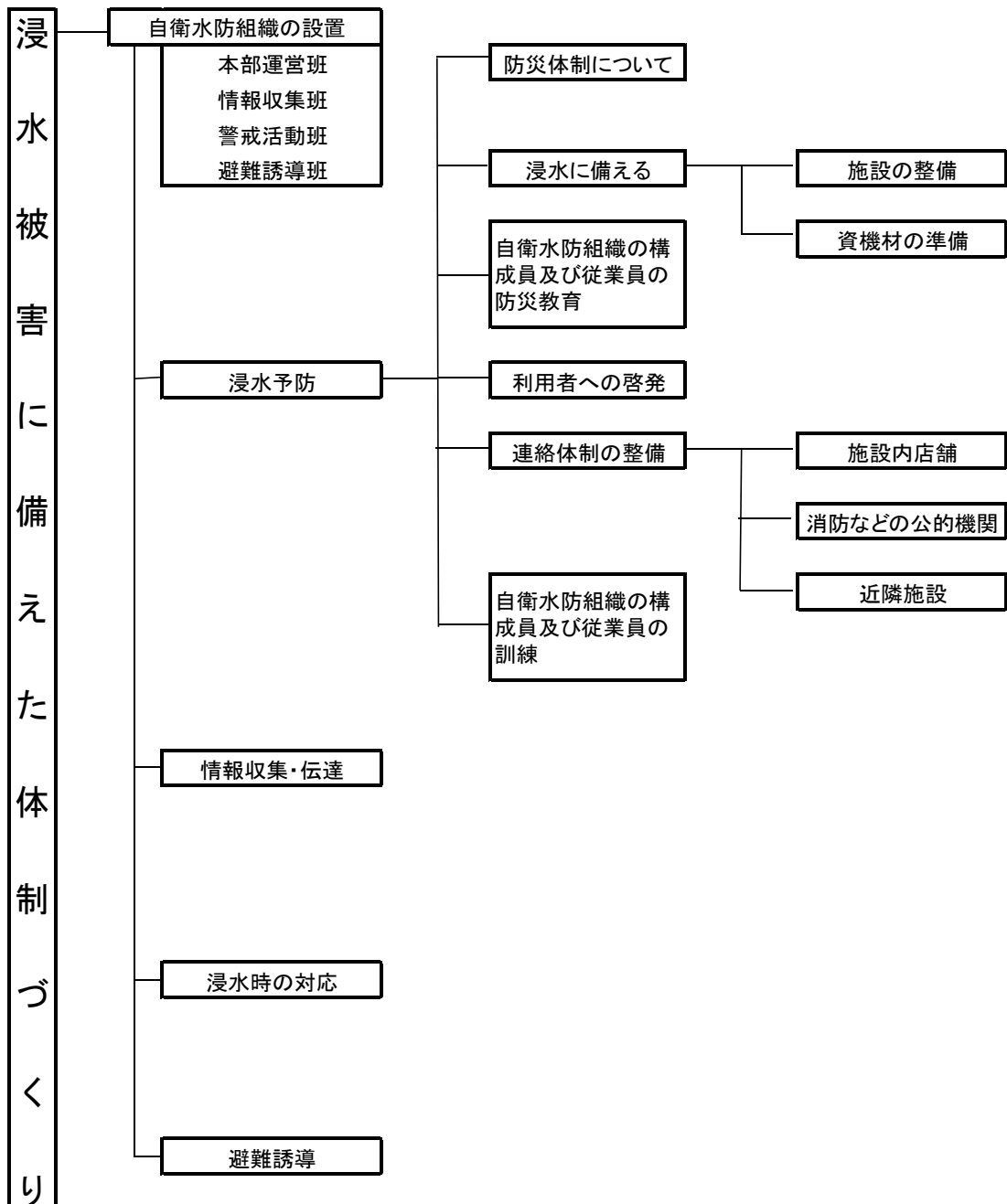
組 織	主 要 な 役 割
統括管理者	情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。 平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資機材等の点検・整備及び訓練の企画等の指示を行います。
統括管理者の 代行者	統括管理者が不在の場合、統括管理者の業務を代行して行います。
本部運営班長	統括管理官を補佐するとともに、本部運営班に関する業務について必要な指示や判断を行います。
本部運営班	統括管理官の指示・判断に必要な関係部内外機関の状況確認や連絡調整を行うほか、統括責任者の指示を各班に伝達するなど、全体の総合調整等を行います。 平常時には、計画や自衛水防組織等の更新及び訓練の企画等を行います。
情報収集班長	情報収集班に関する業務について必要な指示や判断を行います。
情報収集班	気象・洪水情報、河川の水位状況、避難情報等をテレビ・ラジオ・インターネット等により収集するとともに、地表の降雨の状況や施設の浸水状況などについて収集します。 気象情報や避難情報等について、施設利用者等へ伝達します。 平常時には、情報収集・伝達資機材等の点検・整備及び訓練等を行います。
警戒活動班長	警戒活動班に関する業務について必要な指示や判断を行います。
警戒活動班	浸水に備え、排水用資機材、防水用資機材等の点検・準備等のほか、施設内の浸水防止や浸水時の応急活動を実施します。 平常時には、排水用資機材や防水用資機材等の点検・整備及び訓練等を行います。
避難誘導班長	避難誘導班に関する業務について必要な指示や判断を行います。
避難誘導班	浸水に備え、避難経路の点検・確認や拡声器、懐中電灯等、避難誘導に必要な資機材を準備し、浸水が予想される時等には、施設利用者等を安全な場所に避難誘導します。 平常時には、避難誘導資機材等の点検・整備及び訓練等を行います。

2 装備品リスト

班	装 備 品
各班共通	名簿(班員)、連絡表、長靴 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光機等)
警戒活動班	排水用資機材(排水ポンプ、発電機、水切り等) 防水用資機材(土のう、防水板、ブルーシート等)
避難誘導班	誘導の標識(案内旗等) 携帯用拡声器

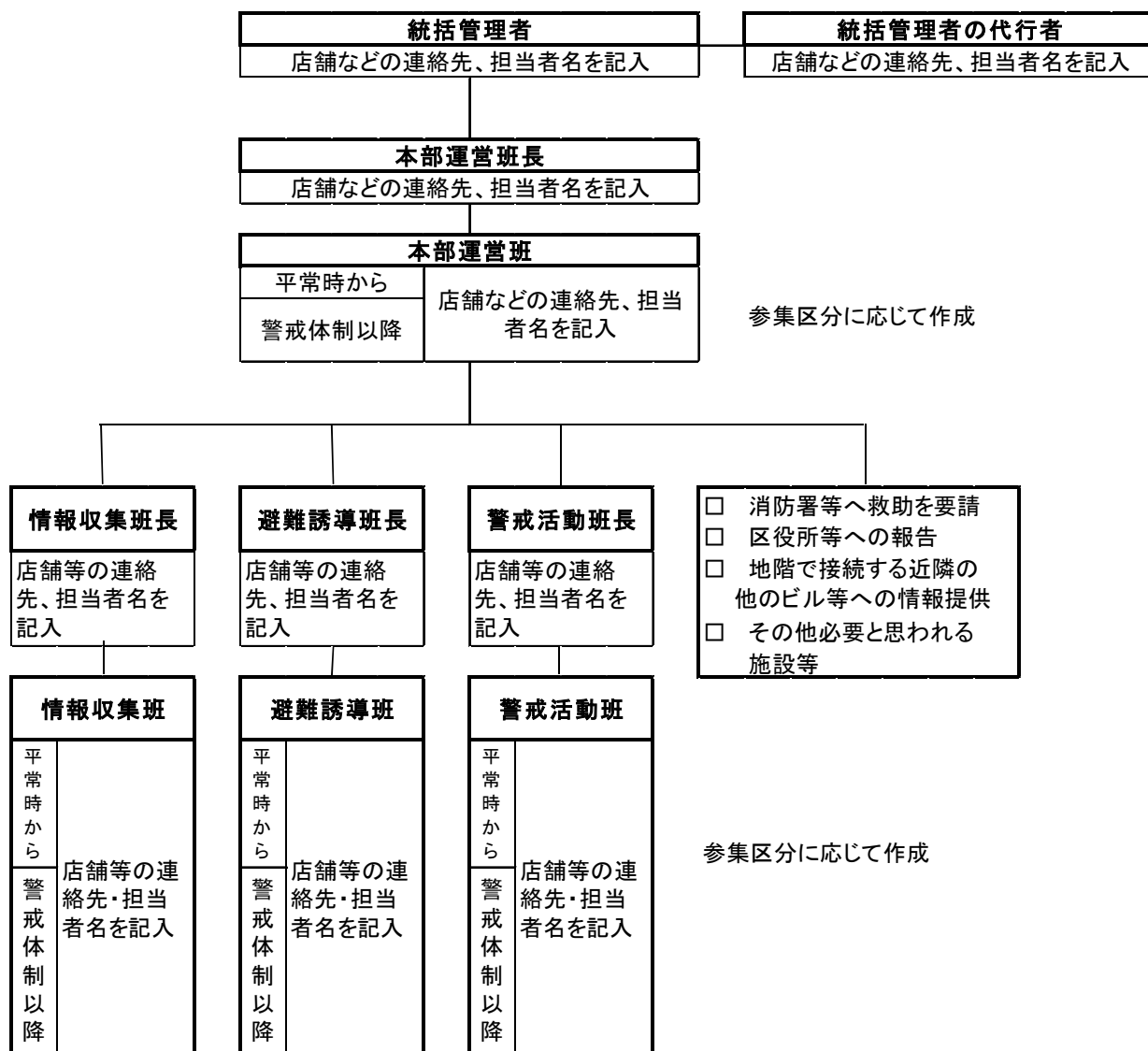
浸水被害に備えた体制づくり

施設利用者を安全に避難させるためには、地下街等の所有者又は管理者は、浸水被害に備えた体制を確立しておく必要があります。



〇〇地下街等緊急連絡網

フロア	内線番号	フロア責任者	
5階		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等
4階		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等
3階		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等
2階		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等
1階		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等
地下1階		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等
地下駐車場		店舗名及びフロア責任者等	店舗名及びフロア責任者等



〇〇地下街等避難経路図・防水資機材設置図

- ・避難先は×××××とする。
- ・避難経路は次のとおりとし、避難の際にはA、C、D階段を使用する。B、E、F、G、H階段は警戒体制の段階で防水板等を設置し、A、C、D階段については、避難完了後に防水板等を設置する。

